

# iD 会員特約（専用型：個人用）

## 第1条（定義）

「iD 決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、非接触 IC 技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

## 第2条（iD 会員（専用型））

1. 株式会社京葉銀カード（以下「当社」という）が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約及び京葉銀カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で次項に定める専用カードの発行の申込みをし、当社が適当と認めた方を iD 会員（専用型）とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 当社は iD 会員（専用型）に対して、会員規約に基づき会員に発行するクレジットカード（第7条第1項に定める決済用カードをさす）と別に、本特約に定める本決済システムでの利用機能を備えた一枚のカード等（以下「専用カード」という）を発行し、貸与します。
3. 会員が家族会員の場合には当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が iD 会員（専用型）である場合に限り、当社は当該家族会員を iD 会員（専用型）とするものとします。
4. 本会員は、iD 会員（専用型）である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、iD 会員（専用型）である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
5. 本会員は、iD 会員（専用型）である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（iD 会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

## 第3条（発行手数料）

iD 会員（専用型）は、専用カードが発行された場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。尚、支払われた発行手数料は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず、返還しません。

## 第4条（暗証番号）

1. 当社は、iD 会員（専用型）より申出のあった iD の暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. iD 会員（専用型）は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iD の利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、iD 会員（専用型）は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

## 第5条（専用カードの利用）

1. iD 会員（専用型）は、専用カードを当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD 加盟店」という）での支払い手段とすることができます。

2. iD 会員（専用型）は、決済用カードの代わりに専用カードを用いて当社が別途指定する ATM 等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボとして、当社から現金を借り受けることができます。また、iD 会員（専用型）は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定する ATM 等において専用カードを用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。

## 第 6 条(専用カードの管理)

1. iD 会員（専用型）は、専用カードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD 会員（専用型）本人以外の第三者に専用カードによる本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD 会員（専用型）は、専用カードに装備された IC チップおよびアプリケーション等につき、変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。
3. iD 会員（専用型）が前 2 項に違反したことにより iD 会員（専用型）本人以外の第三者が専用カードを使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（専用型）本人の利用とみなします。

## 第 7 条（ご利用代金の支払い）

1. 本会員である iD 会員（専用型）は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、iD 会員（専用型）が予め指定する決済用の当社のクレジットカード（以下「決済用カード」という）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうち iD 加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第 31 条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」、「安心オプション」および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第 32 条の定めに基づき支払うものとします。

## 第 8 条（海外利用代金の決済レート等）

本決済システムによる海外の iD 加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

## 第 9 条（ご利用枠）

1. iD 会員（専用型）は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりに専用カードを第 5 条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD 会員（専用型）はこれに従うものとします。
3. iD 会員（専用型）は、当社が適当と認めた場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、専用カードを本決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD 会員（専用型）は当然に支払の責を負うものとします。

## 第 10 条(紛失・盗難)

1. iD 会員（専用型）は、専用カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金に

ついてすべて支払いの責を負うものとします。

2. iD 会員（専用型）は、専用カードが紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

## 第 11 条(会員保障制度)

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は iD 会員（専用型）が紛失・盗難により他人に専用カードを不正利用された場合であって、前条第 2 項の警察並びに当社への届出がなされたときは、これによって iD 会員（専用型）が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、専用カードの入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
  - (1)iD 会員（専用型）の故意若しくは重大な過失に起因する損害
  - (2)損害の発生が保障期間外の場合
  - (3)iD 会員（専用型）の家族・同居人・当社から送付した専用カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - (4)iD 会員（専用型）が本条第 4 項の義務を怠った場合
  - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6)暗証番号入力を伴う取引についての損害（但し、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）
  - (7)iD 会員（専用型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が iD 会員（専用型）の過失に起因する場合
  - (8)前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害
  - (9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (10)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害
4. iD 会員（専用型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

## 第 12 条（有効期限）

1. 専用カードの本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、専用カードの券面に記載された月の末日までとします。
2. 有効期限の 2 ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き iD 会員（専用型）として認める場合には、新たに専用カードを送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3. 本決済システムの利用状況によっては、新たに専用カードを送付しないことがあり、その場合には iD 会員（専用型）を退会したものとします。
4. iD 会員（専用型）は有効期限経過後の専用カードを直ちに裁断破棄するものとします。

## 第 13 条（退会、会員資格の取消）

1. iD 会員（専用型）が iD 会員（専用型）を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るもの

とします。

2. iD 会員（専用型）が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時に iD 会員（専用型）としての会員資格を失うものとします。
3. iD 会員（専用型）は iD 会員（専用型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに専用カードを裁断破棄、または当社に返却するものとします。

#### **第 14 条（再発行）**

当社は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員（専用型）が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、iD 会員（専用型）は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### **第 15 条（利用停止措置）**

当社は、iD 会員（専用型）が本特約若しくは会員規約に違反した場合または専用カード若しくは決済用カードの使用状況が適当でない当社が判断した場合、会員に通知することなく、専用カードによる本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD 会員（専用型）は予めこれを承諾するものとします。

#### **第 16 条（本サービスの中止、一時停止）**

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD 会員（専用型）に対する事前の通知なく、本決済システムにおける専用カードの取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおける専用カードの取扱いを中止または一時停止することにより、iD 会員（専用型）に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

(1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける専用カードの取扱いが困難であると当社が判断した場合。

(2)その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおける専用カードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

#### **第 17 条（特約の変更、承認）**

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後に専用カードを本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

#### **第 18 条（会員規約の適用）**

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2024 年 4 月改定)